破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１９０号
神奈川県横須賀市東浦賀２丁目19番６号、前住所神奈川県横浜市神奈川区沢渡31番地　加藤荘202号
破産者　相澤　　真
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２００号
神奈川県逗子市沼間１丁目６番33号
破産者　土佐　聖子
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１７８号
長野県松本市浅間温泉１丁目10番５号
破産者　中嶋　裕二
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３５２号
広島市安芸区船越３丁目11番27―201号
破産者　ゴヤ　早苗
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９２８号
北海道江別市文京台東町32番地の４
破産者　戸田　勝之
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１５号
青森県黒石市袋井１丁目98番地
破産者　熊沢　樹英
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第５１２号
仙台市青葉区宮町１丁目６番18―301号、従前の住所仙台市青葉区五橋２丁目６番14号
破産者　佐藤　順一
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
群馬県太田市高林東町2368番地１　コーポ高林102号、前住所群馬県邑楽郡千代田町大字新福寺281番地の32
破産者　小川　純一
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１３６０号
埼玉県上尾市浅間台４丁目４番地24
破産者　三科　朋宏
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４０２号
埼玉県川口市戸塚東３丁目20番27号　プラセール・エヌ206
破産者　橋爪　恒治
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５２号
長野県飯田市正永町１丁目1217番地５（県営住宅61―51号）
破産者　長谷川　綾
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第１８号
岐阜県海津市海津町札野728番地３、開始決定時の住所岐阜県海津市南濃町志津新田455番地４の２
破産者　石原慎太郎
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
岐阜県揖斐郡池田町八幡452番地の１
破産者　勝野　智彦
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
岐阜県揖斐郡池田町八幡452番地の１
破産者　勝野　邦子
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
岐阜県養老郡養老町高田534番地
破産者　平井　權三
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
愛知県一宮市大和町妙興寺字東市場1105番地１　サンパーク奥村101号
破産者　水谷美知子
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１８３号
愛知県一宮市大和町妙興寺字東市場1105番地１　サンパーク奥村101号
破産者　水谷　　悟
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１２６０号
大阪市東淀川区淡路５丁目３番20号　ファイブ・シティ淡路110号室、開始決定時大阪市東淀川区西淡路３丁目10番30号
破産者　安里　信秀
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部